

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山形県最上郡大蔵村

2 構造改革特別区域の名称

大蔵トマト リキュール特区

3 構造改革特別区域の範囲

山形県最上郡大蔵村の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢及び気象

本村は、山形県の北部 最上郡の最南端に位置し北東部を最上川が流れ、南西部は月山の山頂付近まで達している。村域は、概ね東西1.3km、南北2.5km、総面積211.59km²で、その内85%余りが山林となっている。標高は、最上川沿いに広がる農耕地が60m程度であり、南西部の月山山頂付近は1,000mを超す標高となっている。

村内の集落は、大小27集落に分かれ村役場や学校をはじめとする中心的な公共施設は、村の北部である清水・合海地区に立地している。また、村の中央部には、日本棚田百選に選定された山間農地や沼水の美しい風景が残っているほか、開湯千二百余年の歴史があり、湯治場として親しまれる肘折温泉郷がある。

本村の気象条件は裏日本特有の厳しいもので、夏季には集中豪雨、冬季には多雪で年間の降水量が概ね1,500mmを超え日照時間が少ない地域である。特に積雪期には、北西からの季節風が強く、最深積雪は肘折地区で470cm（昭和49年2月）を記録するなど、特別豪雪地帯に指定されている。

(2) 沿革

最上川の舟運に交通の多くを依存していた中世に、現在の山形市にあった成沢城から本村清水地区の比良台に清水城を築城し、最上川の舟運を統制下に置き、当時最上郡の大半を治めていた清水城七代目の城主「清水大蔵大輔義親公」に由来して大蔵村とされたといわれている。

明治22年市町村制の施行により、清水町村、合海町村、南山村、赤松村の4村を合併し、現在の大蔵村となって以来、町村合併法による合併は行われず、昨年村制施行120周年を迎えた。

(3) 人口の減少と地域活力の減退

国勢調査の結果における本村の人口については、昭和30年の9,044人をピークに、その後、鉱山の閉山や高度経済成長に起因し過疎化が急激に進み、平成17年国勢調査では、4,226人と半減している。加えて、少子・高齢化の進行が大きな課題となっている。平成22年9月1日現在の住民基本台帳による幼年人口比率が11.6%に対し、老年人口比率が31.5%と年々増加している。このため、村内の小学校・中学校においては、教育環境の悪化を防ぐため平成21年4月にそれぞれ1校に統廃合され、学校がなくなった地域では、地域活力の低下が懸念されている。

(4) 産業

①農業

農業は本村の基幹産業であるが、中山間地である立地条件から、大規模に圃場を確保することが難しく、地形に沿って整備された圃場で稲作を中心とした農業が営まれている。

近年、生産基盤の整備、経営の近代化等の対策を積極的に進め、施設園芸が盛んに行われるようになった。特に雨よけハウスの利用による栽培技術の向上や選果場の整備を契機として大玉の夏秋トマトやミニトマトの栽培が飛躍的に増加し村の特産として、また山形県の地域産業資源としても認定されるまでに成長した。そうした結果、本村の農業総生産額に占める畑作物の割合が27%に達し最上地域平均の14%に比べ大きく上回っている。

②商業・工業

本村の商業購買力は、隣接する新庄市郊外の大型小売店舗に大きく依存し、村内の商店は、日用雑貨品や食料品を中心とした個人による経営となっている。

一方、工業についても小規模の縫製工場が進出しているが、地域の雇用を誘発するものではない。これも、隣接する新庄中核工業団地に進出した企業に大きく依存しているが、ここ数年来の経済不況により撤退や規模を縮小する企業が多く、雇用の確保が大きな課題となっている。

③観光

本村の観光資源は、肘折温泉を中心とした休養・保養型の「湯治」が中心となっている。加えて、自然志向の高まりから日本棚田百選に認定された「四ヶ村の棚田」や月山・葉山を訪れる観光客も増加傾向を示しているが、本村観光の中心となっている肘折温泉の入湯客数は、ここ数年逡減傾向となっている。

こうしたことから本村では、景観や環境、文化といった地域資源を守り、そうした地域資源を生かし、交流人口の拡大による地域活性化を提唱する「日本で最も美しい村」連合の活動を行っている。今後、地域住民と一体と

なり棚田や肘折温泉、巨木、清水城址、伝統芸能などの景観や文化を守りより魅力的なものとする活動が重要となっている。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

本村の基幹産業である農業においては、米をはじめとした農産物価格の低迷や生産資材の高止まり、担い手不足などにより、農家は非常に厳しい経営状況となっている。さらに、肘折温泉を中心とした観光客数の落ち込みも大きく、地域全体に亘り産業の衰退が顕著になっている。こうしたことから、本村にとっては、地域活力の低下が緊急に対応を要する課題となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本村の夏秋トマトは、昭和60年に初めて本格的な栽培が始まって以来、四半世紀の時を経て、「大蔵トマト」のブランドに成長した。こうした、本村が誇る特産品の一つである大蔵トマトに、417年の歴史を誇る創り酒屋の繊細な技術による、リキュールといった新たな付加価値をつけ全国に発信することは、特色ある地域として都市部からの誘客に一層弾みがつく。また、他の農作物や地域資源との組み合わせなど、新たな可能性が生まれ、地域の魅力向上とともに地域の活性化が図られる。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置を活用することにより、小規模でも本村の特産品である大蔵トマトを用いたリキュール製造が可能となり、大蔵トマトの青果とともに新たな地域の特産品としてブランド化を目指す。また、製造したリキュールを温泉旅館で提供することにより、食材の多様化とともに、他温泉地との差別化を進め都市部からの誘客を図る。

さらに、交流人口の増加により本村の農産物や農産加工品の販売拡大による地域産業の活性化や、雇用の場の確保など若者の定住促進を目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、新商品の開発が促進され生産農家、加工業者等において起業の機会が広がり、地域内での雇用の場が確保される。また、大蔵トマトの規格外品として処分していたものを原料として使用することが可能となり、生産農家の所得向上につながり、生産意欲の向上が図られる。

さらに、大蔵トマトという特産からトマトリキュールという新たな特産品が生まれ、大蔵トマトの消費・販路拡大につながるとともに、肘折温泉で提供することにより観光資源と本リキュールが有効的に結びつき、地産地消による「食」の魅力向上と大蔵村のPR効果が期待され、村総合計画（平成21年度策定）の10年後の目標である交流人口の50万人の達成、農業を起点とした産出額50%

アップの達成の一助として地域の活性化につながる。

こうした取り組みにより、地域内ツアーの策定、地域住民によるガイド付きでの受け入れ、案内など新たなコミュニティービジネスにもつながる可能性があり、本計画が地域経済活性化に資するものとする。

◎酒造免許取得者数及び新商品開発の目標 (単位：件)

項 目	実 績 (平成 2 2 年度)	目 標 (平成 2 3 年度)	目 標 (平成 2 5 年度)
酒造免許取得者数	—	1	1
新商品数	—	1	3

◎肘折温泉郷における入湯客 (単位：人／年)

項 目	実績 (2 1 年度)	目標 (2 3 年度)	目標 (2 5 年度)
宿泊数	101,232	113,000	125,000
日帰り	10,082	11,000	12,000
計	111,314	124,000	137,000

(入湯税ベース)

8 特定事業の名称

7 0 9 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本計画で最低製造数量基準の特例を受けることにより、現時点で交流人口の少ない大蔵村でも、特産品を使用したりキュールの製造が比較的容易となり、地産地消による生産量の拡大が図られる。また、製造したりキュールを村内の旅館、飲食店等のみでの提供に限定し、大蔵村に訪れないと味わうことができない特産品とすることで、新たな観光資源として観光客の増加が見込まれる。

さらに、東京大蔵会や大蔵村が加盟する「日本で最も美しい村」連合のネットワークを通じて、首都圏で PR 活動を実施していく上で、大蔵トマトリキュールといった新たな商品を紹介することは、本村の知名度向上とともに、大蔵トマトの魅力向上につながるものと確信している。

※ 別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産である大蔵トマト（大玉トマト・ミニトマト）を原料としたリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

山形県最上郡大蔵村の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料としたリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために特産酒類を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本村が指定する地域の特産物である大蔵トマト（大玉トマト・ミニトマト）を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場製品の創造とともに、新たな地域雇用の場確保にもつながり、地域全体の活性化がはかれる。

このようなことから、本村においては当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特例措置により酒類の製造許可を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な納税申告や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。このため村は、無免許製造を防止するために制度内容を広報周知するとともに、製造者が酒税法に違反しないよう、指導及び支援を行う。